

令和 6 年度税制改正の概要について

令和 6 年度税制改正に伴い地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部が令和 6 年 3 月末に改正される見込みであり、同法公布後、城陽市税条例（昭和 3 9 年城陽市条例第 2 5 号）について、速やかに改正を予定しています。この改正案について主なものを報告いたします。

○ 個人住民税

令和 6 年度分の個人の市民税及び府民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき所得割の額から 1 万円の特別税額控除を行う。（但し、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者分については、令和 7 年度分の所得割の額から 1 万円を控除する。）

○ 固定資産税

現行の土地に係る負担調整措置の適用期限を 3 年延長する。

なお、負担調整措置とは、負担水準（今年度の評価額等に対する前年度課税標準額の割合）が高い土地は税負担を引下げたり、据置いたりする一方、負担水準が低い土地については、なだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みである。